

# 中期目標原案・中期計画案一覧表

中期目標原案	中期計画案
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>旭川医科大学は、地域医療を担う人材育成という大学設置の原点を踏まえ、更なる教育・研究・医療等の発展、意欲ある医療人の育成、社会貢献等を果たすため、以下の基本的な目標を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 豊かな人間性と基礎的・汎用的能力を育む教育を通じ、主体性を持ち国際的にも通用する医療人を養成する。 併せて、グローバルな視点に立った研究力と高い実践能力を有する高度専門医療人を養成する。</li> <li>2. 国際水準の研究や独創性ある研究を積極的に支援するとともに、基礎研究の成果を臨床応用・実用化につなげる一貫した支援体制を構築し、イノベーション創出のための研究環境整備を推進する。</li> <li>3. 地域社会の課題解決に向けて他大学・研究所・企業・行政機関などとの連携強化を図るとともに、産学官連携による共同研究等を推進し、研究成果の社会還元を図る。</li> <li>4. 国際社会で活躍できる人材の養成や外国人研修生等の受入れを強化し、教育・研究の国際化を推進するとともに、国外への情報発信を促進する。</li> <li>5. 高度急性期医療と先進医療の両立を図り、多職種協働による質の高い医療を提供する体制を構築するとともに、医療機能連携の強化及び高度な臨床研究の推進により優れた医療人を育成する。</li> <li>6. 学長のリーダーシップの下で、学内資源の再配分や大学ガバナンス体制の点検・見直しを戦略的に進め、安定した財務基盤を構築する。</li> </ol>	

中期目標原案	中期計画案
<p>中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間  中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織  この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。</p> <p>I. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>《1》 高度な知識・技術を身に付けた医療人を育成するため、カリキュラムを整備し学修成果基盤型教育を構築する。</p> <p>《2》 基本的診療能力及び看護実践能力の向上のため、技能・態度領域に関する学修成果測定方法を開発する。</p> <p>《3》 国際的に活躍できる研究者と地域医療の中核を担う高度専門医療人を育成するため、大学院カリキュラムを検証し、充実させる。</p>	<p>I. 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>《1-1》 「医学教育モデル・コア・カリキュラム」、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」等との整合性を保つため、定期的に教育内容を点検し、必要があれば改善する。</p> <p>《1-2》 ディプロマ・ポリシー及びコンピテンシー(卒業時に必要な能力)の周知を図り、到達レベルの設定・見直しを行い、学修成果基盤型教育を構築する。</p> <p>《2-1》 学生の基本的診療能力・看護実践能力を評価するためのOSCE (Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床能力試験)を整備する。</p> <p>《3-1》 博士課程では、海外研究機関等での研修や国際学会での発表を支援するなど、グローバル化に対応するための取組を平成30年度及び平成33年度に検証し、充実させる。</p>

中期目標原案	中期計画案
<p>(2)教育の実施体制等に関する目標</p> <p>《4》 教育の質を大学として明確に保証できるようにするため、エビデンス(客観的根拠)に基づいた教学マネジメント体制を整備する。</p> <p>《5》 学生の能動的学修をサポートする環境を構築する。</p> <p>《6》 高度専門医療人及び研究者を育成するため、大学院教育の組織体制を強化する。</p> <p>(3)学生への支援に関する目標</p> <p>《7》 教育施設環境に関する総合的な情報に基づいて学修環境を整備する。</p>	<p>《3-2》 修士課程では、地域医療の中核となる高度専門医療人を育成するため、がん看護学領域に加え、高齢者看護学領域の専門看護師の教育課程を設け、平成30年度及び平成33年度に検証し、充実させる。</p> <p>(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>《4-1》 学修成果の評価領域、達成すべき水準、具体的測定方法などを明確化し、アセスメント・ポリシー(学修成果の評価の方針)に基づいた客観的な成績評価を行う。</p> <p>《4-2》 医学教育分野別認証を受審するため、平成29年度までに大学IR(Institutional Research 機関調査)部門を中心にして教学データの解析・分析を行い、教育の質保証を確立する体制を整備する。</p> <p>《5-1》 学修履歴を可視化するため、平成29年度までにLMS(Learning Management System 学修管理システム)を導入し、講義受講前後の指導と自己学修を促進する。</p> <p>《6-1》 博士課程と修士課程を統括する委員会を平成29年度までに設立し、研究指導教員の決定プロセスを組織的に明確化するとともに、研究の進捗状況を確認できる教育・研究指導体制を整備する。</p> <p>(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>《7-1》 学生生活実態調査における満足度調査や教員に対する施設満足度調査などのニーズアセスメント(必要性評価)を実施し、その結果を平成28年度改定予定のキャンパスマスタープランに反映させ、それに基づいて学修環境を整備する。</p>

中期目標原案

中期計画案

(4) 入学者選抜に関する目標

《8》 変化する社会情勢に即応した入学者選抜を実施するため、入学者に求める能力を明確にし、それらを公正に評価・判定する選抜方法に変更する。

《9》 地域医療に対する強い意欲・使命感を持った入学者を選抜するため、特に北海道内の高等学校との高大連携活動を推進する。

《7-2》 学生の健康指導の充実を目的に、保健管理センターの情報蓄積機能を電子化するための基本計画を平成29年度までに立案し、平成30年度以降に実行する。

《7-3》 外国人留学生の学修環境を充実するため、引き続き、北海道地区の国立大学と連携し、入学前の留学生を対象とした準備教育に取り組む。

また、学生が教養科目の選択肢を広げられるようにするため、北海道地区の各国立大学との連携により構築した双方向遠隔授業システムを、第1期連携期間として設定されている平成29年度まで活用する。平成30年度以降の活用については、教養教育の将来あるべき方向性を踏まえて平成28年度に各大学間で改めて検討・調整する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

《8-1》 平成26年12月22日の中央教育審議会答申に沿って進行中の高大接続改革(「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入及びそれに先立つ試行テストの実施等)に対応するため、入学者に求める能力・意欲・適性等がより明確になるようにアドミッション・ポリシーを平成30年度までに見直すとともに、平成33年度入試から、学力の3要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)を多面的・総合的に評価できるように、多様な評価方法を組み合わせた入学者選抜にする。

《8-2》 社会ニーズに合致した高度専門医療人としての素養を持った入学者を選抜するため、大学院における入学者選抜試験を検証し、入学者に求める能力・意欲・適性等を新たなアドミッション・ポリシーとして平成30年度までに明確に示す。

《9-1》 北海道内の高等学校・医療機関と連携して、地域医療を支える人材の育成を目的とした高校生対象の医療体験実習・実習報告会・グループワーク等の高大病連携活動等を実施し、地域医療に関心のある志願者を確保する。

中期目標原案

中期計画案

**2 研究に関する目標**

**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標**

《10》 基礎研究基盤の充実を図り質の高い研究を推進するため、基礎医学分野と臨床医学分野の連携を強化し、臨床マインドを持つ若手基礎医学研究者を育成するとともに、地域及び社会の発展に寄与する特色ある研究を重点支援する。

《11》 研究支援体制を強化し、研究成果の社会還元を推進する。

**(2) 研究実施体制等に関する目標**

《12》 研究活動の活性化のため、研究者が研究に専念できる環境を醸成できるよう、間接経費を弾力的に運用する。

**2 研究に関する目標を達成するための措置**

**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

《10-1》 基礎系・臨床系の共同研究体制充実のため、基礎系講座が持っている実験技術を大学院学生及び臨床系研究者に技術提供する学内体制を平成30年度までに定着させる。

《10-2》 学長裁量経費による「独創性のある生命科学研究」の支援事業を継続し、研究実施者の底辺拡大を進めることで、欧文論文(原著と総説)生産数を第3期中期目標期間6か年において年間平均200報以上(第2期中期目標期間第5年次までの平均値は186報/年)にする。

《10-3》 本学で推進している高次脳機能低下に伴う運動障害発現のメカニズムの解明と、その早期検出法の開発に関する研究のうち、臨床応用への展開が有望な研究について、他機関と機器の共同利用を進め基礎研究の知見に基づく応用技術の開発につなげる。

《11-1》 教育研究推進センターを中心として学内共同研究を支援し、「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」を通じて得られた成果を生かし、新しい医薬品・医療機器の薬事承認及び製品化を目指したシーズ開発を進める。

**(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置**

《12-1》 研究活動の活性化のため、本学共同利用設備マスタープランを作成し、共同利用施設の機器更新、保守修理のために競争的資金等で措置される間接経費を平成29年度までに弾力的に運用できるよう見直し、研究基盤強化につなげるPDCAサイクルを確立する。

中期目標原案

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

《13》 道北・道東地域のニーズに対応する地域創生の拠点として、地域社会と連携し、全世代にわたる「ふるさと医療人」の育成事業を推進する。

また、少子高齢社会の課題の解決を実践する地域包括医療の新しいモデルを構築する教育・研究を展開する。

《14》 大学コンソーシアムや企業・地方公共団体等と連携し、地域貢献のための人材育成及び共同研究等を行う。

中期計画案

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

《13-1》 第2期中期目標期間から継続する「ふるさと医療人育成プログラム」を経験して地域で活躍する医療人となった医師・看護師と協働した教育支援事業を実施する。

また、「地域包括医療」実践に関わる保健師・介護職者などの地域医療職者を対象とした公開講座・派遣講座を新たに実施し、学習支援事業の対象を広げるとともに、その成果を体系的に評価する体制を構築する。

《13-2》 遠隔医療システムを活用し、地域保健・在宅看護の分野においても、双方向リアルタイムの講演を行うとともに、オンデマンドで利用可能な健康関連コンテンツを充実させるなど、地域包括医療の課題解決にICT(情報通信技術)を活用する新たな支援体制を構築する。

《14-1》 高齢者や障がい者を含む住民への健康スポーツ振興のため、スポーツに関する派遣講座の実施、地方公共団体やスポーツ関連団体との連携、障がい者アスリートのクラス分けなどの医科学的サポート体制を構築する。

また、本学が主導する旭川ウェルビーイング・コンソーシアムに民間団体を加えた産学官異業種交流の場を平成28年度に設置し、さらに、専門ワーキング・グループを新設して地域の課題解決に向けた活動を実施する。

《14-2》 地域を支える人材の好循環を生み出すため、地方公共団体や地域諸団体が有する資源と本学の有する資源を連携させた「学びの場」を新たに構築し、地域との交流の中で学生教育を実施する。

中期目標原案

中期計画案

4 その他の目標

(1)グローバル化に関する目標

《15》 医療従事者、研究者及び学生の海外からの受入れ及び海外への派遣をとおして、世界の人々の健康の保持増進を担い国際保健に貢献できる医療人を育成する。

(2)附属病院に関する目標

《16》 実践的能力を備え、指導的役割も担うことができる質の高い医療人を養成するため、高度で先進的な教育・研修環境を整備し、さらに、それらを充実させることによって地域医療、教育及び研究に一層貢献する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1)グローバル化に関する目標を達成するための措置

《15-1》 本学の学生等の国際意識を涵養するため、海外研修機会及び海外からの来訪者との交流機会を増やし相互理解を深める。

また、海外からの来訪者に対する地域社会と連携した生活支援(社会生活、日常会話、文化・経済・医療などの知識教授)や学内、地域コミュニティ及び周辺地方公共団体が提供するイベントへの参加機会を増やす。

《15-2》 国際医療レベルの向上に貢献するため、発展途上国等の医療従事者、研究者及び学生を受入れ、出身国の国民保健の向上に資する研究及び保健医療活動実践に必要な基本的能力について講義・演習をとおして教授する。

併せて、本学職員が発展途上国等を訪問し、本学で学んだ研修員のフォローアップ・研究者との国際共同フィールド研究等をとおして、現地スタッフと協働して医療活動・医学研究を行うことで、実践的に知識・技術を移転する。

(2)附属病院に関する目標を達成するための措置

《16-1》 本院臨床研修プログラムの希望者を十分に受け入れられる体制を整備するため、協力型臨床研修病院等と連携した研修(たすき掛け研修)を充実させるとともに、平成29年度から始まる新専門医制度へ対応するため、新たな研修プログラムの策定や関連病院との連携強化など実施体制を整備し、臨床研修医の確保に努める。

《16-2》 安全を含めた医療の質を向上させるため、最新の医療機器操作や手技に関する医療従事者向けの教育プログラム等を策定するなど、スキルアップ支援策を充実する。

中期目標原案	中期計画案
<p>《17》 健全な運営状況を確立するため、働きやすい就労環境や安心・安全な医療環境を充実させるとともに、ICT(情報通信技術)を活用した医療支援体制の強化と経営の改善に取り組むこと等により、病院機能を強化する。</p> <p>《18》 地域の基幹病院として地域医療の先導的役割を果たすため、従来の拠点機能の充実を図るとともに、救急や災害等に対する拠点機能を強化する。</p>	<p>《17-1》 急性期病院として、リスクの特に高い患者に対し、質の高い医療を提供するため、救急・災害医療の机上シミュレーションキットを使用したトレーニングプログラム等の教育プログラムを作成し、専門部隊型チーム医療を推進する人材を養成する。 また、院内各診療科・部門・医療スタッフとの情報・課題等が共有できる環境を整備し、医療従事者の負担軽減や医療安全体制を強化する。</p> <p>《17-2》 診療情報の共有による病病連携及び病診連携を強化するため、地域医療連携ネットワークを活用した組織的な支援体制を充実し、紹介率80%程度、逆紹介率70%程度を達成する。</p> <p>《17-3》 医療の質・安全の向上のため、クオリティ・インジケータ(医療の質指標)を測定・分析し、他機関との比較による課題抽出や業務改善に向けた研修会などを開催するとともに、ISO15189等の外部評価による認証を平成33年度までに取得する。</p> <p>《17-4》 経営基盤を強化するため、国立大学病院管理会計システム(HOMAS2)等による収支状況の分析を踏まえ、診療報酬制度に対応した増収対策やコスト縮減等の経営戦略を策定し、計画的に実施する。 また、経営状態を細部にわたって把握・分析するため、各診療科に配置された経営担当医長を中心とした管理体制を構築するとともに、各診療科等との病院長ヒアリングを充実させる。</p> <p>《18-1》 地域がん診療連携拠点病院・肝疾患診療連携拠点病院などの地域医療水準の標準化を図るため、医療関係者や住民に対して拠点病院機能を生かした講習会や研修会を開催するなど最新の医療情報を提供する機会を増やす。 また、地域連携パスを推進するため、地域医療に係る連携パス協議会等に積極的に参画する支援体制を整備し、地域の医療機関等との連携協力体制を強化する。</p>



中期目標原案	中期計画案
<p>《19》 先端的で信頼性のある医療技術の開発と提供を促進するための研究に対し、支援体制を強化する。</p> <p>II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>《20》 エビデンスに基づく意思決定を行う体制を新たに構築するとともに、第2期中期目標期間中の課題を踏まえつつ、ガバナンスを強化して、健全な大学運営を第3期中期目標期間中途切れることなく継続して実行する。</p>	<p>《18-2》 地域の救急や災害に対する将来的な医療需要に対応するため、研修を活用してDMAT(Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム)隊員を養成し、地域単位でDMATを編成する体制を構築することによって、地域の救急医療に対し人材派遣による支援を行うとともに、地方公共団体等の関係機関と連携して災害訓練を実施し、高度急性期医療機能を強化する。</p> <p>《19-1》 臨床研究支援センターを中核として、データ品質が保証された医薬品、医療機器、体外診断薬などの創出を目指す臨床研究の支援を行い、教育研究推進センターと既に進行中の「橋渡し研究加速ネットワークプロジェクト」の連携支援体制を定着させる。</p> <p>II. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>《20-1》 IR手法によるデータ分析などの客観的根拠に基づき、迅速に政策を決定するための学長直属のIR室を平成28年度中に設置し、大学運営のための計画策定と意思決定を支援する体制を平成30年度までに構築する。</p> <p>《20-2》 戦略的な資源配分や財源の受入れ及び経費削減方策等の企画・立案・実施体制の機能を強化し、病院収入をはじめとする自己収入や予算執行等の各種財務データを分析・活用することにより、年度ごとの人員計画、予算編成、資金計画等に反映させるなど、安定した財務基盤を構築する。</p> <p>《20-3》 監事及び外部有識者の意見を適切に大学運営に反映させるため、学内外での情報共有と改善のための各種情報を提供する体制を強化し、意見聴取の機会を増やす。 特に、監事の監査機能を強化するため、教育研究、社会貢献、診療等の監査のサポート体制を強化する。</p>

中期目標原案	中期計画案
<p>《21》 教育・研究の活性化を図るため、人事給与制度改革を行う。</p> <p><b>2 教育研究組織の見直しに関する目標</b></p> <p>《22》 地域医療に貢献する医療人の育成機関としての機能を強化するため、教育研究組織の見直しを行う。</p> <p><b>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</b></p> <p>《23》 事務の点検・見直しに基づき、合理的な組織再編を行うとともに、事務の効率化を進める。</p> <p>《24》 効率的な法人運営を進めるため、他大学との事務の共同実施や大規模災害を想定した連携事業等を進める。</p>	<p>《21-1》 平成28年度中に承継職員の教員10%に年俸制を適用し、第3期中期目標期間中は10%以上を維持する。 また、3年ごとにその効果を検証し、適切な業績評価システムの構築を含めた制度改革を行う。</p> <p>《21-2》 男女共同参画社会の実現に資するため、平成33年度までに管理職の女性比率を12.5%にする。</p> <p><b>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</b></p> <p>《22-1》 学部入学から卒業臨床研修までの一貫性を持った指導体制を構築するとともに、大学院の組織及びカリキュラムの見直しや、地域卒業者に対する高度専門教育等を踏まえた大学院の適正な入学定員を含む将来構想を平成33年度までに作成し、実施する。</p> <p><b>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>《23-1》 組織・業務全般の点検・見直しを継続的に行うとともに、ICT(情報通信技術)を活用した業務システムの整備・充実を行い、平成29年度までに事務組織及び各種委員会の再編・統合に係る計画を策定し、平成30年度から実施する。</p> <p>《23-2》 事務の効率化・合理化を進めるため、専門的な研修への参加や他機関との人事交流、社会人等の選考採用により、業務内容に応じた事務に必要な専門的知識・能力を有する職員を養成する。</p> <p>《24-1》 事務処理の改善・見直し等を推進するため、道内国立大学等と連携した事務の共同実施を継続するとともに、道内国立大学等と連携した事務の共同実施の一つである「電子購買システム」の学内利用件数を平成33年度までに平成27年度比で30%増加させる。</p>

中期目標原案	中期計画案
<p>Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>《25》 外部研究資金・寄附金・病院収入等の自己収入を増加し、経営基盤の健全化を図る。</p>	<p>《24-2》 大規模災害等に迅速に対応するため、引き続き、国立大学附属病院長会議による災害対策相互訪問事業に参加し、課題の把握及び対策の改善を行う。</p> <p>また、平成28年度中に、道内の国立大学間の災害時の連携・協力体制の構築に向けた提案を行い、平成29年度からの運用を目指した検討を開始する。</p> <p>Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>《25-1》 外部資金を増やすため、平成30年度までに研究費申請のサポート機能の充実や臨床研究支援センターを中核とした旭川市内の医療機関とのネットワークの構築により受託研究等を積極的に受入れ、平成33年度までに件数を平成26年度に比較して5%程度増加させる。</p> <p>《25-2》 大学の教育・研究環境を整備するため、新たな基金制度を平成28年度中に設立し、役員及び教職員による関係法人・企業・団体への寄附の依頼及び高額寄附を行った団体、個人等に対する顕彰制度の導入などにより、関係法人・企業・団体等のほか、個人に対して積極的な募金活動を展開する。</p> <p>《25-3》 病院収入を計画的に確保するため、引き続き、診療実績の分析結果を踏まえ、診療科の特色や強みを反映した目標値を設定し、達成状況を適宜確認する。</p> <p>また、病院事務部と各診療科が連携して保険請求に係る研修会等を定期的に行い、併せて、診療内容と保険請求内容を比較し、請求間違いなど差異要因を確認することで、保険請求精度を上げる。</p>

中期目標原案	中期計画案
<p><b>2 経費の抑制に関する目標</b>  《26》 効率的で健全な法人運営を推進するため、人事の在り方の見直し等による人件費の削減及び管理的経費を含めた大学全体の物件費の削減により、支出の徹底した抑制を図る。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b>  《27》 資産の運用管理に関する計画に基づき、大学の保有する資産を有効活用する。</p> <p>IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p><b>1 評価の充実に関する目標</b>  《28》 自主的・自律的な改善・発展を促すPDCAサイクルの構築に向け、自己点検・評価を厳正に実施する。</p>	<p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b>  《26-1》 経営の健全化に向けて、職員の人事の在り方・方向性についての検討を行い、平成28年度中に人員管理に関する基本方針を定め、新規採用の抑制、年度途中での欠員不補充などにより、平成28年度からの3年間において、平成27年度当初予算に比べ人件費を3%程度削減する。</p> <p>《26-2》 診療報酬制度に対応した増収、コスト縮減等の方策について、副病院長(病院運営担当)を中心に経営担当医長等をメンバーとする組織において検討し、各診療科等の強み、特色を反映した戦略的な病院経営を行う。</p> <p>《26-3》 業務委託費・光熱水料等をはじめとする法人全体の物件費について、業務委託に係る仕様内容、契約方法の見直しや光熱水料の節減を行うなど、経費抑制に資する多様な取組を年度ごとのPDCAサイクルとして継続的に実施することにより、業務費に対する一般管理費比率を第3期中期目標期間中、恒常的に1.5%以内に抑える。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b>  《27-1》 資産の運用管理に関する計画を平成29年度までに策定する。  特に、土地・建物については、当該計画を踏まえ、具体的な方策を検討するなど、効率的・効果的な運用と適切な管理を行う。</p> <p>IV. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><b>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</b>  《28-1》 IR手法によるデータ分析などのエビデンスに基づいた自己点検・評価体制を平成31年度までに構築する。  また、その分析結果を活用した、学内資源の再配分及び業務運営の改善を行うなどの内部質保証を確立する。</p>

中期目標原案	中期計画案
<p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</b></p> <p>《29》 多様なステークホルダーのニーズに対応した広報活動と、教育研究活動に関する情報の集約・分析に基づく戦略的な情報発信により、大学のブランドイメージを向上させる。</p> <p>V. その他業務運営に関する重要目標</p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</b></p> <p>《30》 安全・快適で環境に配慮した持続可能なキャンパスを実現するため、キャンパスマスタープランに基づき施設整備を着実に実施する。</p> <p><b>2 安全管理に関する目標</b></p> <p>《31》 安心・安全なキャンパス環境の維持向上を図るため、引き続き、職員の安全意識を啓発する取組を行うとともに、取組内容の充実・改善を進める。</p> <p><b>3 法令遵守等に関する目標</b></p> <p>《32》 業務を適正に遂行できるよう、職員の法令遵守意識の向上に積極的に取り組む。</p>	<p><b>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>《29-1》 大学の多様な教育研究活動等の情報を学内外へ向けて戦略的に発信するため、大学ホームページの改善に関するステークホルダーへのアンケート調査等を平成28年度に実施し、その結果に対応したホームページの改修を平成30年度までに行う。</p> <p>V. その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><b>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>《30-1》 高度な教育、研究及び医療の変化に対応させるため、平成28年度中にキャンパスマスタープランの見直しを行い、既存施設の長期的かつ有効利用を図るため、戦略的な施設マネジメントに取り組む。 また、全学的なエネルギー使用状況を継続的に把握し、省エネルギー機器の導入などにより、環境負荷の少ないキャンパスを構築する。</p> <p><b>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>《31-1》 職場環境の安全管理意識を啓発する講習会等を開催するとともに、安全衛生委員会委員による巡視及び化学物質等の安全パトロールや医療ガス日常点検等による保管管理状況の確認を行い、職場環境の安心・安全を確保する。</p> <p>《31-2》 メンタルヘルスに関する講習会を毎年度開催し、受講者アンケートの結果に基づいて講習内容の見直しを行う。</p> <p><b>3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>《32-1》 職員の法令遵守意識を啓発するため、平成28年度中にコンプライアンス規程を制定し、職員へ周知するとともに、情報セキュリティポリシー、個人情報保護ポリシー等に関する講習会を毎年度行う。</p>

中期目標原案

《33》 危機管理体制の機能の充実・強化のため、把握したリスクに対する評価及び継続的な見直しに取り組む。

中期計画案

《32-2》 研究活動の不正及び研究費の不正使用を防止するため、年2回以上の講習会を実施するとともに、新たにe-ラーニングシステムによる研修教材を配信できる環境を平成29年度までに整備し、平成30年度からe-ラーニングを全職員対象に実施する。

《33-1》 危機管理体制の機能強化のため、平成29年度までにリスク分類・リスクレベルを見直し、関係規程等の改正を進める。  
また、把握したリスクに対する評価を行い、継続的な見直しに取り組む。